

令和6年度 静岡県私立高等学校等奨学給付金(家計急変) 申請のご案内

- 静岡県では、令和6年1月以降において、家計急変によって保護者等の年間収入見込額が住民税非課税世帯相当の所得水準まで減少すると見込まれる世帯を対象に、授業料以外の教育に必要な経費を支援するため給付金を支給します(支給型の給付金であり、返還は不要です)。
- 給付金は、生徒の授業料以外(教科書費・教材費、学用品費、通学用品費、教科外活動費、生徒会費・PTA会費、入学学用品費、オンライン学習等の通信費等)の教育費に使用していただき、それ以外の目的には使用しないでください。
- 奨学給付金の申請を希望する方は、
(1)本校が静岡県内の高等学校等に在学している場合は、各私立学校
(2)本校が静岡県外の高等学校等に在学している場合は、直接静岡県庁に申請書等の必要書類を提出してください。
- 静岡県外に居住している場合は、居住している都道府県に申請してください。

【提出期限】 **令和7年2月14日(金)まで**

※郵送の場合は期限日の消印有効

【提出方法】 持参又は郵送

※静岡県内の高等学校等に在学している場合は
各学校の指示する期限内に各学校宛てに提出してください。

家計急変とは

高校生等の保護者等が負傷、疾病による療養のため勤務できないこと、その他自己の責めに帰することのできない理由による離職など、従前得ていた収入を得ることができない状況になることをいいます。ただし、定年による離職とみなされる者、自己都合退職者は、対象となりません。

支給要件

<平成 26 年4月1日以降に高等学校等及び高等学校等専攻科に入学した生徒が対象です。>
(又は学び直し支援の対象の方)

基準日(※)現在、次の全ての要件に該当する方が対象となります。

※ 原則:令和6年7月1日。令和6年7月2日以降に家計急変し、本給付金を申請する場合は、申請のあった月の翌月(申請日が月の初日である場合は、申請のあった月)の1日

項目	支給対象要件
1	保護者等(親権者、未成年後見人等)が、 静岡県内に住所を有している方
2	家計急変により年間収入見込額が住民税非課税世帯相当の所得水準の方
3	高校生等が 高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する方、学び直し支援金の対象の方、専攻科支援金の対象の方

※ 未申告の場合は、必ず確定申告を行ってから提出してください。

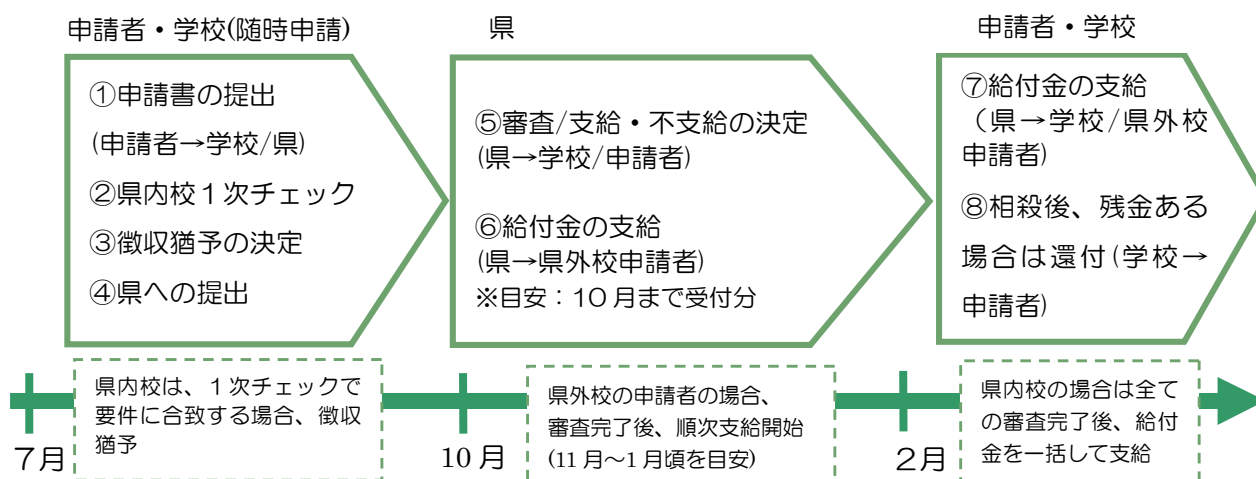
※ 保護者等のうち一方が海外勤務で日本国内に住所がない場合、もう一方の保護者等が住民税非課税であっても保護者等全員が非課税であることを証明できないため、申請は不可となります。

(注)「高校生等」には、次の方は含まれません。(給付の対象外となります。)

対象外

- ・特別支援学校の高等部に在学されている方
- ・児童福祉法による児童入所施設措置費等の支弁対象となる高校生等で、見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高中生等を除く。)が措置されている方
- ・静岡県私学振興課以外から、本給付金と同様の補助を受けている方
- ・**令和6年度**において、通常分の奨学給付金が支給(予定)される方

申請から支給までの流れ



- 提出いただいた申請書類については、静岡県庁において1件ずつ審査を実施しています。
- このため、全体の申請件数によっては、申請された時期から給付金が支給されるまでに数か月間のお時間をいただきます。
- 静岡県外の高校に在学する申請者の方については、概ね年末までには支給を完了する予定ですが、多少前後する場合があります(審査の結果については、支給決定通知書又は不支給決定通知書を発行します)。
- 静岡県内の学校に在学する申請者の方については、学校単位で年度末に一括して支給(県→学校)※する予定です。
※学校の1次チェックが完了した段階で、学校が授業料以外の教育費の徴収を猶予します。(徴収猶予する教育費等についての詳細は、各学校に御確認ください。)

住民税非課税世帯相当の所得水準

- 以下の計算方法により推計した見込額が、下表の世帯構成人数ごとの年間収入見込額の範囲内であることが要件となります。

※年間収入見込額: 直近3か月分の平均収入月額×12か月
(例えば7月に申請する場合であれば4、5、6月)の平均収入月額を用いる。

世帯構成人数(扶養人数)	年間収入見込額
控除対象配偶者でない保護者等(扶養人数0人)	100万円未満
2人世帯(扶養人数1人)	204万円未満
3人世帯(扶養人数2人)	222万円未満
4人世帯(扶養人数3人)	272万円未満
5人世帯(扶養人数4人)	322万円未満

※ 保護者等の一方が、控除対象配偶者でない場合(共働き世帯の場合)は、保護者等のそれぞれが扶養人数に対する年間収入見込額未満でなければなりません。

※ 年収見込額には退職金や、失業手当は含めないものとします。

給付金の支給額（年額）

- ・ 在学する学校や扶養（健康保険上の扶養被扶養の関係）する兄弟姉妹により、以下の給付額となります。
- ・ また、「2 申請時期ごとの適用単価」記載のとおり、申請時期により支給額が異なります。

1 対象高校生等1人当たりの年額単価

世帯の区分	高等学校等の種類及び課程等		
	通信制及び 高等課程等専攻科以外	通信制	高等学校等専攻科
申請対象生徒に兄弟姉妹がいない場合	142,600円 【第1子】		
複数の高校生等を扶養していて、申請対象生徒が第2子以降の場合	152,000円 【第2子】	52,100円 【通信制】	52,100円 【専攻科】
対象生徒以外に15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養する兄弟姉妹がいる場合			
対象生徒が第1子であり、第2子以降に通信制高等学校に在学している生徒を扶養している場合 等			

2 申請時期ごとの適用単価

申請時期	支援額
令和6年7月末日までに申請した場合	1で定める世帯の区分の年額単価
令和6年8月以降に申請した場合	<p>1で定める各区分の年額単価に家計急変の支援対象月数（申請のあった月の翌月以降の月数）に応じて算定した額 ※端数が生じた場合は、百円未満は切捨てとする。</p> <p>〔例〕9月10日申請で【第2子】単価を適用する場合 152,000円 × 6月 ÷ 12月 = 76,000円</p>

家計急変事由及び確認書類について

・本給付金の家計急変事由及び確認書類は、下表のとおりです。

家計急変事由	確認書類
負傷、疾病による離職 又は休職等	<p>医師による診断書又は、意見書等(※)及び以下の①又は② ※診断書等：家計急変事由発生後、90日以上就労が困難な旨の記載が必要</p> <p>① 雇用保険被保険者離職票(第1及び2)の写し、退職証明書等の離職があったことを証明する書類 ② 休職証明、休職辞令等の休職等していることを証明する書類</p>
自己の責めに帰することのできない解雇等による失業	<p>雇用保険受給資格者証(第1面、第3面、第4面)</p> <p>離職日の記載があり、かつ、<u>離職理由コードが下記のものに限る。</u> 「11(1A)」、「12(1B)」、「21(2A)」、「22(2B)」、「23(2C)」、「31(3A)」、「32(3B)」、「33(3C)」、「34(3D)」</p> <p>※雇用保険受給資格者証が発行できない特段の事情がある場合は、雇用保険被保険者離職票(離職日及び離職理由コードの記載があること。)及び雇用保険受給資格者証を提出できない理由を記載した事情書</p>
負傷、疾病による事業 廃止又は休業等	<p>医師による診断書又は、意見書等(※)及び以下の①又は② ※診断書等：家計急変事由発生後、90日以上就労が困難な旨の記載が必要</p> <p>① 個人事業の開業・廃業等届出書等の事業廃止に関する証明書 ② 第三者が休業中であることを証明する証明書</p>
破産等	<p>以下の①又は②のいずれかの書類</p> <p>① 受理票、受理証明書等、破産手続を行う中で、裁判所から発行された破産手続開始の申立を行っている状態であることを証明する書類 ② 受理票、受理証明書等、特別清算開始を行う中で、裁判所から発行された特別清算開始の申立てを行っている状態であることを証明する書類</p>
その他 (上記に該当しない事由)	<p>家計急変したことが分かる証明書類(申請前に学校又は県へ御連絡ください。)</p>

提出書類及び注意点

※提出前に提出書類の不足がないか、記入もれがないか等を必ず確認してください。

※提出書類の詳細は、「必要書類チェックリスト」を御確認ください。

- 提出書類に不備等がある場合、不認定となる可能性があります。
- 申請書等を書き間違えた場合、訂正印を押印の上、修正してください。
- 修正にあたって、修正テープ等は使用しないでください。
- フリクションペン等の消せるボールペンを使用しないでください。

その他

- 災害等により着用を義務づけられている制服が喪失、毀損した場合、制服を再購入する経費に対し、本給付金に上乗せして加算金を支給することが可能です。該当する方は、学校に御連絡ください。
- 本給付金の申請後、受給認定前に家計急変事由が解消した場合は、速やかに学校及び静岡県に御連絡ください。
- 在学する学校が静岡県内の国公立の高等学校等の場合は、静岡県教育委員会高校教育課にお問い合わせください。

電話番号 054-221-3110、メール kyoui_koko@pref.shizuoka.lg.jp

お問い合わせ先

- 静岡県内の高等学校等に在学している場合 ⇒ 各学校事務
- 静岡県外の高等学校等に在学している場合 ⇒ 県庁私学振興課

私学振興課連絡先

※電話お問合せ受付時間：平日の午前9時30分～12時、午後1時～5時まで

住 所 〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6 東館11階

電話番号 054-221-2502 又は 054-221-2503

M a i l shigakushinkou@pref.shizuoka.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.shizuoka.jp/kodomokyoiku/school/1002738/1054891.html>

必要書類チェックリスト

様式	提出区分	提出書類名
様式第1号/1号-2	必須	<p>◆静岡県私立高等学校等奨学給付金(家計急変)受給申請書 ⇒記入例を確認し記入漏れがないか、確認してください。</p>
様式第2号	必須	<p>◆家計が急変した旨の申立書 ⇒家計急変事由は、「家計急変事由及び確認書類について」記載の事由か確認してください。 ⇒記入漏れがないか、確認してください。</p>
様式第3号	必須	<p>◆扶養誓約書 ⇒記入例を確認し記入漏れがないか、確認してください。</p>
様式第4号	県外校のみ	<p>◆在学等証明書 ⇒学校に発行を依頼してください。</p>
様式第5号(県外校)	県外校のみ	<p>◆口座振込依頼書(兼委任状) ⇒記入例を確認し記入漏れがないか、確認してください。 ⇒口座番号等記入間違いがないか注意してください。</p>
—	県外校のみ	<p>◆通帳の写し 等 ⇒口座番号等必要な情報の記載があるページが添付されているか確認してください。 ※金融機関によっては通帳の表紙に加え、見開き1ページ目の提出が必要な場合があります。 ※ゆうちょ銀行の場合、特に口座番号の記入間違いに注意してください。</p>
様式第6号(県内校)	県内校のみ	<p>◆委任状 ⇒口座情報等は、学校に確認してください。</p>
—	必須	<p>◆家計急変事由の確認資料 ⇒申請のご案内「家計急変事由及び提出書類について」を参考にしてください。</p>
—	必須	<p>◆家計急変前の収入確認書類(課税証明書等) ⇒令和6年度の課税証明書等を提出してください。 ※所得割額の確認ができる書類であること。</p>
—	必須	<p>◆家計急変後の収入確認書類(給与明細等) ⇒申請月を除く直近3か月分の給与明細等を提出してください。また、給与所得者の場合は、勤務先に給与支払見込証明書の発行を依頼してください。</p>
—	必須	<p>◆親権者であることの確認書類(戸籍謄本等) ⇒生徒と保護者等との関係が記載されている戸籍謄本を提出してください。 ⇒ひとり親世帯の場合は、7月1日時点で有効な「児童扶養手当受給者証」の写し又は「母子家庭等医療費受給者証」の写し。なお、課税証明書等に「寡婦(夫)控除」を受けていることが確認できる場合、又は戸籍謄本により確認できる場合は省略できます。</p>

申請書等の記入例

静岡県知事 鈴木 康友 様

静岡県私立高等学校等奨学給付金(家計急変)受給申請書

裏面あり

高校生等奨学給付金の受給を申請します。

ふりがな	あおい いちろう		
申請者(保護者等)氏名	葵 一郎	申請日	令和6年7月20日
高校生等との関係(いずれかに○を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 親権者・主たる生計維持者・未成年後見人・未成年後見人である里親生徒本人・その他()		
申請者現住所等	〒 〇〇〇 - 〇×〇× 静岡県静岡市〇〇区〇△〇番地〇		
	(自宅電話)	0 5 4 (●●●)〇〇〇〇	(携帯電話) 080 (●●●●) 〇〇〇〇
	(e-mail)	ichiro_〇〇〇〇〇@〇〇〇〇.ne.jp	

※専攻科の場合、「親権者」とあるのは「父母」と読み替えるものとする。

【確認事項】下記の事項について確認の上、申請者(保護者等)が署名(自署)をしてください。

- この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
- この申請書に虚偽の記載があった場合は、静岡県の求めに従いその全額を即時返還します。
- 私は静岡県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。
- この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費(見学旅費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く))の支弁対象ではありません。
- この申請書の提出にあたり、静岡県が高等学校等就学支援金の認定状況、世帯状況、生活保護の受給状況、課税状況等について、関係機関から情報提供を受けることを同意します。
- この申請書を提出後、受給認定前に、家計急変事由が改善される等、年収見込額に変更があった場合は、遅滞なく申出ます。

※記入もれ注意

申請者
(※自署)

葵 一郎

【保護者等(専攻科の場合は生計維持者)の家計急変事由について】

家計急変した主たる事由(様式第2号申立書に詳細を記入してください)	自己の責めによらない <input checked="" type="checkbox"/> (A) 負傷、疾病による離職又は休職 <input type="checkbox"/> (B) 解雇等による失業 <input type="checkbox"/> (C) 負傷、疾病による事業廃止又は休業 <input type="checkbox"/> (D) 破産等 <input type="checkbox"/> (E) その他()								
家計急変事由に該当した主な保護者等の氏名	葵 一郎	生徒との続柄	父	世帯構成人数	5人	正規・非正規の別	正規	勤続期間	20年
勤務先名	(株)静岡〇×	勤務先住所	TEL: 〇〇〇-〇〇〇〇〇〇〇 世帯構成人数5人の場合、基準額322万円未満であること						
家計急変事由に該当した主な保護者等の収入状況	家計急変前の収入状況	①	600万円	家計急変後の収入状況(見込)	②	300万円	①-②	収入減少額	300万円

(必須項目) 確認の上、チェック(☑)

【対象となる高校生等の生活保護(生業扶助)の受給状況【基準日現在】】

- 私の世帯は、基準日において、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助は、受給していません。

【対象となる高校生等について】

ふりがな	あおい まなぶ		
氏名	葵 学	生年月日	昭和 18 年 10 月 10 日 平成
学校設置者名(学校法人名等)	学校法人●●学園	入学年月	令和4 年 4 月
学校名	●●高等学校	学年	3 年
学校所在地	〒 〇〇〇 - 〇×〇× 静岡県静岡市●●区××111番地		
過去の高等学校等における在学期間	学校名	立	年 月 日 ~ 年 月 日
	学校の種類・課程・学科		在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

過去に在学していた学校がある場合や同時に2校以上の学校に在学している場合は記入。当該校に在学中の奨学給付金の受給実績について、回数欄に☑を記入してください。

【保護者等(専攻科の場合は生計維持者)の収入の状況について】

いずれか該当する項目に
チェック(☑)

次の者の確認書類を提出します。

① **親権者(両親) 2名分** [又は、生徒の生計をその収入により維持している者(生計維持者) ※ 2名分]
※生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合

② **親権者 1名分**
・親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合はその者は除く。
※ひとり親世帯の生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合を含む。

② **どちらか一方に☑** → **離婚、死別等により親権者が1名の場合**
… 戸籍謄本等「ひとり親」であることの証明書類の提出が必要です。
→ **それ以外** (DV、養育放棄、失踪等のやむを得ない家庭の事情により1名分の提出不能)
… 上記の内容がわかる**申立書**の提出が必要です。
※ 就学支援金の認定状況や家庭状況の確認のため、在学する学校に連絡する場合があります。

③ **未成年後見人 () 名分**…未成年後見人であることを確認できる書類の提出が必要です。
・親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分)
※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。

④ **主たる生計維持者 1名分** [①~③以外で、生徒本人以外に主たる生計維持者が存在する場合]
…**扶養関係が分かる書類(扶養誓約書)**の提出が必要です。

⑤ **生徒本人**
親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、**成人に達している場合等**
…**主たる生計維持者等がないことがわかる書類(扶養誓約書)**の提出が必要です。

該当者(多子世帯)のみ記入

【扶養親族の状況について】

扶養される子どもの氏名	対象生徒との続柄	生年月日 [15歳以上23歳未満(中学生除く)]	年齢	職業又は学校名(高校/大学等) 無職の場合は「無職」と記入	課程	今年度の給付金の申請の有無
該当者が複数いる場合は、いずれか1名 葵 花子	兄・弟 姉・妹	平成16年5月10日	20	〇〇大学 (学年等: 2年)	<input type="checkbox"/> 通信制 <input checked="" type="checkbox"/> 通信制以外	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無

扶養・被扶養の関係は、健康保険法等における関係と同じ

・対象生徒(※)が通信制高校(又は、高等学校専攻科)に在学する場合は対象外。

※「対象生徒」とは、本申請の対象となる高校生等であり、「対象生徒との続柄」欄は、対象となる高校生等を基準に該当する続柄に○を付してください。

※県内校記入欄

学校記入欄、記入不要です。

※県記入欄

県記入欄、記入不要です。

家計が急変した旨の申立書

【留意点】

- 「(A) 負傷、疾病による離職又は休職」の場合は、離職又は休職等以後、90日以上就労が困難な場合に対象となります。また、医師による診断書及び雇用保険被保険者離職票の写し(離職票1及び2)等の離職あったこと証明する書類又は、休職証明等の休職していることの証明書類の提出が必要となります。
- 「(B) 解雇等による失業」の場合は、雇用保険受給者証の第1面、第3面、第4面が必要であり、かつ、離職理由コードが次に掲げるものに限り、「11(1A)」、「12(1B)」、「21(2A)」、「22(2B)」、「23(2C)」、「31(3A)」、「32(3B)」、「33(3C)」、「34(3D)」
- 「(C) 負傷、疾病による事業廃止又は休業」の場合は、事業廃止又は休業以後、90日以上就労が困難な場合に対象となります。また、医師による診断書及び個人事業主の開業・廃業等届出書等の事業廃止に関する証明書又は第三者が休業中であることを証明する書類の提出が必要となります。
- 「(D) 破産等」の場合は、破産手続開始の申立てを行っている状態であることを証明する書類(破産手続を行う中で裁判所が発行する受理票等)又は、特別清算開始の申立てを行っている状態であることを証明する書類(特別清算開始を行う中で裁判所が発行する受理票等)の提出が必要となります。
- 「(E)その他」の場合は、自己の責めによらない家計急変事由を証明する書類を学校又は県に相談の上、御準備ください。

下記の申立内容に相違ありません。

年 月 日: 令和6年7月20日
住 所: 静岡県静岡市□□区○△□番地○
氏名(※自署): 葵 一郎

【申立内容】

※家計急変に至った内容について、時系列で具体的に記載してください。

令和6年3月に○○癌(がん)を発症し、手術及び化学療法を繰り返しています。

上記の疾病を理由に就労が困難となり、休職証明記載のとおり令和6年5月1日から休職中であり、令和6年6月以降は、給与収入等の課税収入がない状況です。

なお医師からは、休職日から90日以上就労が困難な旨の診断書をいただいております。

収入が激減し、授業料以外の教育に係る経費の納入が厳しい状況であるため、本給付金の申請を希望いたします。

令和6年7月20日

静岡県知事 鈴木 康友 様

扶養誓約書

私が、主として下記の者を扶養している(健康保険法等における扶養被扶養の関係と同等である)ことに相違がないことを誓約します。

扶養者住所	静岡県静岡市□□区○△□番地○	高校生等との関係	父
氏名	(※自署) 葵 一郎	申請者(保護者等)との関係	本人
生年月日	昭和○○年○月○日(○○歳)		

対象の高校生等	葵 学	扶養者との続柄 長男	被扶養者氏名①	葵 富士子	扶養者との続柄 妻
生年月日	平成18年10月10日(17歳)		生年月日	昭和○○年○月○日(○○歳)	
被扶養者氏名②	葵 花子	扶養者との続柄 長女	被扶養者氏名③	葵 勉	扶養者との続柄 次男
生年月日	平成16年5月10日(20歳)		生年月日	平成19年6月10日(17歳)	
被扶養者氏名④		扶養者との続柄	被扶養者氏名⑤		扶養者との続柄
生年月日	年 月 日(歳)		生年月日	年 月 日(歳)	

県記入欄	高校生徒との関係	取扱い区分
	親権者 ・ 主たる生計維持者 ・ 未成年後見人 未成年後見人である里親 ・ 生徒本人 その他 ()	第2子以降 主たる生計維持者 生徒本人

様式第4号

- ・静岡県外の学校に在学する場合、学校に発行を依頼してください。
- ・給付金の申請予定日について、学校に伝えてください。

在学等証明書

下記の者は、基準日※現在、本校へ在学していることを証明します。

※ 基準日:原則支給を受けようとする年度の7月1日。ただし、7月2日以降に家計急変した場合については、申請のあった月の翌月(月の初日である場合は申請のあった月)の1日。

氏名	(ふりがな) ○○ ○○
	○○ ○○
生年月日	平成 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日生
在学年	第3学年
入学年月	令和4年4月1日
学校の種類 課程・学科	高等学校(全日制)
支援対象区分	<input checked="" type="checkbox"/> 就学支援金受給資格者 <input type="checkbox"/> 学び直し支援金対象者 <input type="checkbox"/> 専攻科支援対象者

【就学支援金等の受給状況(該当欄に○を付してください)】

区分	所得制限 (未申請)	加算なし	加算あり
令和4年度 (R4.7月～)		○	
令和5年度 (R5.7月～)		○	
令和6年度 (R6.7月～)			

※申請年度の欄は、未定の場合は、未記載で構いません。

【休学期間がある場合は、その期間を記入してください。】

年 月 日 ～ 年 月 日

令和6年8月1日

学校名
校長 神奈川●●高等学校
氏名 校長 横浜 一郎

校長職印[㊞]

〔証明日についての留意点〕

- ・ 申請者(保護者等)に申請日を確認の上、作成してください。
- ・ 申請者(保護者等)の申請の翌月1日以降の日付(申請が月の初日の場合は、申請月の1日以降の日付)にて作成してください。

口座振込依頼書
(兼委任状)

学校がとりまとめを行っていない場合
【申請者が直接、静岡県に提出する場合】

令和6年7月20日

静岡県知事 鈴木 康友 様

[申請者(保護者等)]

住所	静岡県静岡市□□区○△□番地○
氏名	(※自署) 葵 一郎

静岡県私立高等学校等奨学給付金の支給が決定された場合は、下記へ口座振込によりお支払いください。(静岡県私立高等学校等奨学給付金の受領の権限を下記口座名義人に委任します。)

振込先金融機関名(該当するものを○で囲む)	静岡 <input checked="" type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 金庫 <input type="checkbox"/> 農協 <input type="checkbox"/> 県庁 <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 出張所 <input type="checkbox"/> 所
預貯金種別(該当するものを○で囲む)	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
預貯金口座番号	1234567
フリガナ	アオイ イチロウ
口座名義人	葵 一郎

[口座名義人が申請者と異なる場合、以下の欄について記入してください。]

口座名義人住所	
口座名義人	※名義人署名(自署)

金融機関コード	店番	口座番号	表紙
0149	128	1234567	
葵 一郎 様			のり等で貼付けてください。
総合口座通帳			
静岡銀行			見開き 1ページ目
総合口座をご利用いただきありがとうございます。			
アオイ イチロウ 様			印
課税区分	優 お申込み日	優 通帳限度額	
		111111 千円	
株式会社静岡銀行 県庁支店 電話			

令和6年7月20日

静岡県知事 鈴木 康友 様

委任状

私が支給を受ける静岡県私立高等学校等奨学給付金を学校徴収金等（教科書費・教材費、学用品費、通学用品費、教科外活動費、生徒会費・PTA会費、入学学用品費、修学旅行費、通信費等）に充てることについて、学校設置者に委任することを了承します。

申請者現住所 (保護者等)	静岡県静岡市□□区 ○△□番地○	申請者氏名	(※自署) 葵 一郎
------------------	---------------------	-------	---------------

静岡県私立高等学校等奨学給付金の支給が決定された場合は、下記口座にお支払いください。

(静岡県私立高等学校等奨学給付金の受領の権限は、下記口座名義人に委任します。)

振込先金融機関名 (該当するものを○で囲む)	静岡 銀行 金庫 農協 県庁 支店 出張所
預貯金種別	普通 当座
預貯金口座番号	1111111
フリガナ	ガッコウホクジツ ● ● ガクイン
口座名義人	学校法人 ● ● 学園

※ 口座情報は学校に確認し記載すること。